

# 総合評価落札方式等の見直し概要

令和4年3月 青森市総務部契約課

本市の総合評価落札方式（特別簡易型）、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について、令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から、下記のとおり一部見直しのうえ運用しますので、お知らせします。

なお、詳細は、市ホームページ掲載の「総合評価落札方式の運用の手引き（令和4年4月）」等を参照してください。

## 1 **改定** 総合評価落札方式の対象金額の引下げ

総合評価落札方式の対象金額を下記のとおり引き下げます。

変更前	変更後
設計金額 <b>3千万円</b> 以上の全業種	設計金額 <b>1千5百万円</b> 以上の全業種

## 2 価格以外の評価点に関する事前登録制の導入

総合評価落札方式の価格以外の評価点について、その一部を事前に任意登録できるようにし、登録日以降に公告された同方式による入札においては、登録された評価点を配点します。

これにより入札事務の負担軽減が図られるほか、記載間違いや書類不備等による減点を防ぐことができますので、積極的に活用してください。

### <対象工事>

総合評価落札方式により入札を行う工事で、入札公告で示された工種が「**土木一式**」又は「**舗装**」であるもの。

### <対象項目>

- ① **企業の施工実績**の評価項目のうち、次に掲げる項目
  - ・平成24年度以降における同種・類似工事の施工実績の有無
  - ・青森市発注工事の平成30～令和3年の工事成績の評定の平均点
- ② **地域貢献の評価項目**
  - ・災害協定締結の有無
  - ・令和2年度以降における地域防災への協力体制の有無
  - ・平成31年度以降における除雪業務の実績
  - ・連携除排雪協定締結の有無
  - ・青森市の施策への貢献度

### 3 一部様式の省略

電子入札案件の際にご提出いただいている「条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）」を省略します。

### 4 **改定** 低入札調査制度及び最低制限価格制度の見直し

総合評価落札方式の対象金額の引下げに併せ、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象金額を引き下げるとともに、低入札価格調査制度の数値的判断基準（失格基準）を引き上げます。

#### <対象金額>

変更前	変更後
設計金額 <b>3千万円</b>	設計金額 <b>1千5百万円</b>

#### <数値的判断基準（失格基準）>

変更前	変更後
直接工事費の <b>86%</b>	直接工事費の <b>90%</b>
共通仮設費の 80%	共通仮設費の 80%
現場管理費の 80%	現場管理費の 80%
一般管理費の 43%	一般管理費の 43%